

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**平成 28 年9月2日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600202 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600119 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 24 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

平成 24 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成 24 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 60 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A 社に平成 24 年 8 月 31 日まで在籍しており、同年 8 月分の厚生年金保険料を給料から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年 8 月 31 日とされ、同年 8 月が被保険者期間となっていない。調査の上、資格喪失日を平成 24 年 9 月 1 日に訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 24 年 8 月分のタイムカード及び請求者から提出された同年 8 月分給与に係る資料により、請求者は、請求期間に当該事業所に継続して勤務していたことが、また、請求者が所持する「平成 24 年 9 月給与明細書（平成 24 年 8 月分給与）」により、標準報酬月額 17 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがそれぞれ認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額の定時決定又は随時改定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により平成 23 年 9 月の定時決定は 16 万円であることが確認できるものの、請求者が所持する平成 23 年 6 月の給与明細書から固定的賃金の変動が確認でき、同年 6 月から同年 8 月までの給与明細書によると、平成 23 年 9 月の随時改定は 17 万円であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、平成 23 年 9 月の随時改定により認められる 17 万円及び上記「平成 24 年 9 月給与明細書（平成 24 年 8 月分給与）」により確認できる厚生年金保険料控除額から、17 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述している一方、請求者の請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し提出していなかったと回答していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。